

平成 28 年 第 1 回	
小海町議会定例会会議録	
「第 16 日」	
* 開会年月日時	平成 28 年 3 月 18 日 午後 2 時 00 分
* 閉会年月日時	平成 28 年 3 月 18 日 午後 4 時 08 分
* 開会の場所	小海町議会議場
会 議 の 経 過	
<u>○ 開 会</u>	
議 長	本日は平成 28 年第 1 回定例会最終日でございます。議員各位におかれましては、今定例会中卒業式等行事も多く、また初めての予算決算委員会も開催された中、お忙しいところ大変ご苦勞様でございました。本日はよろしくご審議のほどお願い申し上げたいと思います。只今の出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。
<u>○ 議事日程の報告</u>	
議 長	本日の議事日程は、お手元に配布申し上げたとおりであります。
<u>日程第 1 「諸般の報告」</u>	
議 長	日程第 1、「諸般の報告」を行います。 議長としての報告は、議事日程つづり 4 ページに申し上げますので、ご確認の程をお願いいたします。以上で「諸般の報告」を終わります。
<u>日程第 2 「行政報告」</u>	
議 長	日程第 2、「行政報告」を行います。 町長から行政報告をお願いします。 町長、新井 寿一 君。
町 長	皆さんこんにちは。今議長さんからもごあいさつがございましたけれども、3 月 2 日開会の本定例会、初の予算決算常任委員会での審議等、熱心にご審議いただき最終日を迎えました。本日新たに 2 件の追加議案もござ

	<p>いますが、すべての議案につきまして可決決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。また小中学校の卒業式、ご出席ありがとうございます。高校入学試験の結果につきましては、この後教育長から報告をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。今後も卒園式、そして入園式、消防団任命式、あるいは小中学校等の入学式等、行事が続きますがよろしくお願い申し上げます。また、4月9日から高原美術館企画展ということで、「山下清とその仲間たち展」がスタートします。多くの皆さま方にご来館をいただきたいと強く願っているところでございます。それでは追加議案2件につきまして、その概要を申し上げます。まず、議案第27号「小海町過疎地域自立促進計画の策定について」につきましては、平成28年度から平成32年度の5年間を定めるものでございます。また、同意3号につきましては、小池和利副町長の任期がこの3月31日に任期満了となりますので、再任をお願いするものでございます。以上、追加議案の概要を申し上げましたがよろしくご審議の上、可決決定をお願い申し上げます。なお、平成27年度一般会計補正予算第6号でお願いしました地方創生加速化交付金事業につきましては、事業費総額83,658千円に対しまして、国の交付金3,000万円で予算計上したところでございますが、本日18日に内閣府から対象事業の決定がございました。小海町の加速化交付金については、51,087千円の内示がございました。予算計上額の3,000万円に対しまして21,087千円の増額となりますが、この増額補正に伴う予算調整につきましては年度末の専決処分とさせていただき、特別会計の補正予算共々6月定例会でご報告申し上げますので、よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>以上で町長の行政報告を終わります。 他に行政報告がありましたらお願いいたします。</p>
<p>教育長</p>	<p>昨日一昨日と小中学校の卒業式には大変お忙しい中ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。それでは私の方より本日後期選抜試験の結果発表がございましたので、その結果についてお手元の資料を基に申し上げたいと思います。まず、卒業生52名全員が進学ということで試験を受けた訳でございますが、残念ながら後期選抜の中で2名、野沢南高等学校1名、小諸商業高等学校1名この2名が不合格になってしまったということでございます。再募集がこれからあると聞いておりますので、出願を含め現在、本人、保護者を交え協議をしているところでございます。なお、お手元の資料の中で、東信管内につきましては上段ご覧のとおりでございます。小海高校を中心に全41名が進学ということになっております。東信管内以外では長野高専が2名、市立長野が1名、周防大島これについて</p>

	ては、山口県にある島の県立の高校へ1名、小諸養護学校の臼田分室の高等部へ1名ということで、現在50名が進路について決定したということでございます。後の内容につきましてはご覧をいただきたいと思っております。私からは以上でございます。
議 長	本日、会議事件説明のため出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、会計管理者、各課長、所長、専門幹であります。
○【議案の上程】	
議 長	それでは、順次議案を上程いたします。
<u>日程第3 議案第7号</u>	
議 長	日程第3、議案第7号 「小海町行政不服審査会条例の制定について」を議題といたします。 本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 総務産業常任委員長 篠原 義従 君。
(委員長報告—原案のとおり賛成)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第7号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。 議案第7号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第7号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
<u>日程第4 議案第8号</u>	
議 長	日程第4、議案第8号 「行政不服審査法の施行に伴う関係条例等の一部を改正する条例につい

	て」を議題といたします。 本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 総務産業常任委員長 篠原 義従 君。
(委員長報告—原案のとおり賛成)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第8号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。 議案第8号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第8号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
<u>日程第5 議案第9号</u>	
議 長	日程第5、議案第9号 「小海町指定地域密着型サービスの事業の運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 民生文教常任委員長 的埜 美香子 君。
(委員長報告—原案のとおり賛成)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第9号を採決いたします。委員長

	<p>の報告は、可決であります。</p> <p>議案第9号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
	(挙手全員)
議長	<p>挙手全員と認めます。したがって議案第9号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。</p>
<u>日程第6 議案第10号</u>	
議長	<p>日程第6、議案第10号</p> <p>「小海町指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。</p> <p>本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。</p> <p>民生文教常任委員長 的埜 美香子 君。</p>
	(委員長報告—原案のとおり賛成)
議長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。</p> <p>質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>
	(質疑なし)
議長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。</p>
	(討論なし)
議長	<p>これで討論を終わります。これから議案第10号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。</p> <p>議案第10号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
	(挙手全員)
議長	<p>挙手全員と認めます。したがって議案第10号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。</p>
<u>日程第7 議案第11号</u>	
議長	<p>日程第7、議案第11号</p> <p>「小海町営住宅管理条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。</p> <p>本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長よ</p>

	り審査結果の報告を求めます。 民生文教常任委員長 的埜 美香子 君。
(委員長報告—原案のとおり賛成)	
〈民生文教常任委員会要望事項〉	
1. 平成 28 年度に土村南町に建設する町営住宅の入居者募集にあたっては、転入者の増加につながるよう工夫されたい。	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	ただ今の委員長からの要望事項に対する町長の答弁をお願いします。
〈民生文教常任委員会要望事項に対する答弁〉	
1. 現在建設中の土村栄町住宅の応募者状況をみながら平成 28 年度につきましては、広報、ホームページの掲載の他、近隣町村への新聞折り込みチラシを入れるなど町内のみならず広く募集し、転入者の増加につながるよう検討してまいります。	
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 1 1 号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。 議案第 1 1 号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第 1 1 号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
日程第 8 議案第 1 2 号	
議 長	日程第 8、議案第 1 2 号 「小海町特定公共賃貸住宅等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 民生文教常任委員長 的埜 美香子 君。

(委員長報告—原案のとおり賛成)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第12号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。 議案第12号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第12号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
<u>日程第9 議案第13号</u>	
議 長	日程第9、議案第13号 「小海町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 民生文教常任委員長 的埜 美香子 君。
(委員長報告—原案のとおり賛成)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第13号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。 議案第13号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	

議長	<p>挙手全員と認めます。したがって議案第13号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。</p>
<p>日程第10 議案第14号</p>	
議長	<p>日程第10、議案第14号 「小海町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 民生文教常任委員長 的埜 美香子 君。</p>
<p>(委員長報告—原案のとおり賛成)</p>	
議長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>
<p>(質疑なし)</p>	
議長	<p>これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>(討論なし)</p>	
議長	<p>これで討論を終わります。これから議案第14号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。 議案第14号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
<p>(挙手全員)</p>	
議長	<p>挙手全員と認めます。したがって議案第14号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。</p>
<p>日程第11 議案第15号</p>	
議長	<p>日程第11、議案第15号 「登記引取等請求事件に係る和解について」を議題といたします。 本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 総務産業常任委員長 篠原 義従 君。</p>
<p>(委員長報告—原案に賛成)</p>	

〈総務産業常任委員会要望事項〉	
1. 公有地については、財産区等との帰属確認を行い、適正な管理をするとともに、今後、国土調査を行うにあたっては細心の注意を払われたい。	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	ただ今の委員長からの要望事項に対する町長の答弁をお願いします。
〈総務産業常任委員会要望事項に対する答弁〉	
1. 小海町名義や旧村名義などの公有地が非常に混在しておりますので、関係団体等協力を得て仕訳を行い、町の財産の確定を進めてまいります。また、国土調査につきましてもは現在休止中ではありますが、事業実施の際には法令等に従い適正に進めてまいります。以上でございます。	
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第15号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。 議案第15号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第15号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
日程第12 議案第16号	
議 長	日程第12、議案第16号 「平成28年度小海町一般会計予算について」を議題といたします。 本案については、予算決算常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 予算決算常任委員長 篠原 伸男 君。
(委員長報告—原案に賛成)	
〈予算決算常任委員会要望事項〉	

<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 28 年度から地域おこし協力隊が 4 名になるが、任期満了後も小海町に定住するよう努められたい。 2. 公有地・民有地の境界等の係争の結果については、町民への説明責任を果たされたい。 3. 認知症患者の増加に伴い、徘徊についても今後心配される。徘徊による行方不明事故などに対し、迅速に対応し早期発見に至るよう対策を講じられたい。 4. 高齢者等の肺炎発症予防となる肺炎球菌ワクチン予防接種について、きめ細かい対応をされたい。 5. 「まちの駅こうみ」の改修については、加工所利用者の意見のみにこだわらず、町のコンセプトを明確にし、優良加工直売所等先進地視察や地元製品の 6 次産業化を促進し得る視点に立って推進されたい。 6. 小学校教職員の配置については、特別な支援を必要とする子どもの状態に合わせて職員配置をされたい。 7. 子育て世帯の教育費用について、各家庭での教育費に占める割合など実態を把握し、支援策を検討されたい。 8. 予算書の説明欄と予算説明資料の内容の重複が見られる。予算説明資料作成にあたっては、積算根拠の明示等工夫されたい。 	
(質疑省略)	
議 長	委員長報告に対する質疑は委員会において議長を除く全議員において質疑をおこなっておりますので、省略します。
(質疑省略)	
議 長	ただ今の委員長からの要望事項に対する町長の答弁を求めます。
〈予算決算常任委員会要望事項に対する答弁〉	
<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域おこし協力隊につきましては、平成 28 年度に 2 名増員する予算となっております。最長 3 年間の活動期間を経た暁には小海町に住み続けていただけるように、職員のみならず町民の皆さんと共に環境を整えてまいります。 2. 平成 26 年に提訴されました案件につきましては、裁判所の勧告を参考にして和解することで議会の議決をお願いし決定いたしました。経過等内容につきましては、広報により町民の皆様にお知らせをしております。 3. 認知症高齢者の情報を民生委員、警察、消防等共有し、徘徊による行方不明時の対応マニュアル作成を進めてまいります。 4. 予防接種の対象者や補助制度の周知について、きめ細かに分かりやすい広報にとめてまいります。 5. 直売所の改修につきましては平成 27 年度補正予算による地方創生加速化交付金事 	

<p>業によって取り組んでまいります。オープン後 11 年を経過するところでございますが、過去の実績と課題を検討し、町としての今後の基本方針を定めてまいります。特に、行政運営から自主的な民間運営の移行を念頭に、視察や専門的なアドバイザーの協力を得て、管理運営組織の立ち上げを進めてまいります。来場者の増、売り上げの増を目指し経営計画、改善計画を早期に立て、地域の活性化に繋がるよう努力してまいります。</p>	
<p>6. 小学校の教職員の配置につきましては、これまでも少人数学級、少人数学習を基本に、積極的に講師、あるいは支援員を配置し、教師が児童一人一人に寄り添った教育を推進してまいりました。その中でも特に気になる児童やより支援を必要とする児童には昨年の事案を踏まえ、それぞれの状態にあった個別支援特別加配を実施し、学校を挙げてチームティーチングにより支援の充実をはかってまいります。</p>	
<p>7. 各家庭の教育費に占める割合については、所得等の状況を把握する必要があり、調査に課題はありますが、入学時や部活、年間を通しての保護者負担等については学校と協力し、実態を把握し今後の支援策を検討してまいります。</p>	
<p>8. 予算説明資料につきましては、これまでもより分かりやすくするよう工夫をしてまいりました。区分の設定や積算根拠の明示など、より分かりやすくするようさらに工夫を凝らしてまいります。以上でございます。</p>	
議 長	これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 16 号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。 議案第 16 号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第 16 号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
<u>日程第 13 議案第 17 号</u>	
議 長	日程第 13、議案第 17 号 「平成 28 年度小海町国民健康保険事業特別会計予算について」を議題といたします。 本案については、予算決算常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 予算決算常任委員長 篠原 伸男 君。

(委員長報告—原案のとおり賛成)	
(質疑省略)	
議 長	これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第17号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。 議案第17号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第17号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
<u>日程第14 議案第18号</u>	
議 長	日程第14、議案第18号 「平成28年度小海町介護保険事業特別会計予算について」を議題といたします。 本案については、予算決算常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 予算決算常任委員長 篠原 伸男 君。
(委員長報告—原案のとおり賛成)	
(質疑省略)	
議 長	これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第18号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。 議案第18号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第18号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
<u>日程第15 議案第19号</u>	

議 長	<p>日程第15、議案第19号 「平成28年度小海町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題といたします。 本案については、予算決算常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 予算決算常任委員長 篠原 伸男 君。</p>
(委員長報告—原案のとおり賛成)	
(質疑省略)	
議 長	<p>これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。</p>
(討論なし)	
議 長	<p>これで討論を終わります。これから議案第19号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。 議案第19号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
(挙手全員)	
議 長	<p>挙手全員と認めます。したがって議案第19号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。</p>
<u>日程第16 議案第20号</u>	
議 長	<p>日程第16、議案第20号 「平成28年度小海町農業集落排水特別会計予算について」を議題といたします。 本案については、予算決算常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 予算決算常任委員長 篠原 伸男 君。</p>
(委員長報告—原案のとおり賛成)	
(質疑省略)	
議 長	<p>これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。</p>
(討論なし)	
議 長	<p>これで討論を終わります。これから議案第20号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。 議案第20号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。</p>

(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第20号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
<u>日程第17 議案第21号</u>	
議 長	日程第17、議案第21号 「平成28年度小海町水道事業会計予算について」を議題といたします。 本案については、予算決算常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 予算決算常任委員長 篠原 伸男 君。
(委員長報告—原案のとおり賛成)	
(質疑省略)	
議 長	これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第21号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。 議案第21号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第21号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
議 長	ここで15時10分まで休憩といたします。 (ときに14時53分)
(会議再開)	
<u>日程第18 議案第22号</u>	
議 長	日程第18、議案第22号 「平成28年度小海町一般会計補正予算(第6号)について」を議題といたします。 本案については、予算決算常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 予算決算常任委員長 篠原 伸男 君。
(委員長報告—原案のとおり賛成)	

(質疑省略)	
議 長	これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 2 2 号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。 議案第 2 2 号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第 2 2 号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
<u>日程第 1 9 議案第 2 3 号</u>	
議 長	日程第 1 9、議案第 2 3 号 「平成 2 7 年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について」を議題といたします。 本案については、予算決算常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 予算決算常任委員長 篠原 伸男 君。
(委員長報告—原案のとおり賛成)	
(質疑省略)	
議 長	これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 2 3 号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。 議案第 2 3 号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第 2 3 号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
<u>日程第 2 0 議案第 2 4 号</u>	
議 長	日程第 2 0、議案第 2 4 号 「平成 2 7 年度小海町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について」

	<p>を議題といたします。</p> <p>本案については、予算決算常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。</p> <p>予算決算常任委員長 篠原 伸男 君。</p>
	(委員長報告—原案のとおり賛成)
	(質疑省略)
議 長	これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
	(討論なし)
議 長	<p>これで討論を終わります。これから議案第24号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。</p> <p>議案第24号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第24号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
<u>日程第21 議案第25号</u>	
議 長	<p>日程第21、議案第25号</p> <p>「平成27年度小海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。</p> <p>本案については、予算決算常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。</p> <p>予算決算常任委員長 篠原 伸男 君。</p>
	(委員長報告—原案のとおり賛成)
	(質疑省略)
議 長	これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
	(討論なし)
議 長	<p>これで討論を終わります。これから議案第25号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。</p> <p>議案第25号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
	(挙手全員)

議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第25号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
<u>日程第22 議案第26号</u>	
議 長	日程第22、議案第26号 「平成27年度小海町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。 本案については、予算決算常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 予算決算常任委員長 篠原 伸男 君。
（委員長報告—原案のとおり賛成）	
（質疑省略）	
議 長	これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
（討論なし）	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第26号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。 議案第26号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
（挙手全員）	
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第26号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
<u>日程第23 「請願第1号」</u>	
議 長	日程第23、請願第1号、「「集团的自衛権」行使を具体化し、戦争につながる安全保障関連二法のすみやかな廃止を求める請願」を議題といたします。請願第1号については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 総務産業常任委員長 篠原 義従 君。
（委員長報告—閉会中の継続審査と決定）	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
12番議員	請願第1号に対し委員長にお聞きしたいことがございます。冷静闊達な議論が深められ、継続審査という結論に至ったと思います。詳細については

	<p>必要ありません。それにつけてもこの問題が持ち上がった時、当時自民党幹事長古賀氏、日本遺族会長でもございますが、その古賀氏が国民にもっと多くのリスクを言うべきだ、国民に知らせず国会の多数で決議して済むような問題ではない、国民一人一人が考え議論すべきだ。とっておられました。わが小海町議会は総務委員会において、闊達な議論がなされたことでありまして、私は意を強くするところでございます。安堵いたしました。委員長ありがとうございました。</p>
<p>総務産業 委員長</p>	<p>委員長としましては、皆さんの意見をよく聞きこの結果になった訳ですが、前回よりは皆さんに持論を述べていただき大変活発な委員会になったと思っております。</p>
<p>議 長</p>	<p>これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>12 番議員</p>	<p>安全保障関連二法に対し、各方面、各分野からそれぞれの意見が具申がなされておりますが、私は主義・思想・心情はさておき、世界に誇れる、世界に冠たる平和憲法第9条を守っていくことこそが、平和を守り、先の大戦において300万人余の尊い命を失った、いつかきた道に二度と再び戻してはならないと心から思い念じておるところでございます。私が7歳弟4歳の時、父が赤紙1枚で召集され、私が10歳の時遺骨で帰ってまいりました。父が亡くなる前に戦友に言った言葉は、天皇陛下万歳でもなく、お国のためにでもなく、靖国に祀ってもらう言葉でもなく、ただ子供が小さいから頼むと一言言って目を閉じ永久の眠りについて聞いております。その思い二度と戦争に繋がる、どんな小さな、また些細な事柄に対しても愚直なまでに反対していくことこそ、我々に与えられた使命だと私は思っております。どうか憲法9条を守っていかうではありませんか。平和憲法を犯すことは断じて許しません。例え小さな声であっても、速やかな二法廃止を求める請願の採択をお願いいたします。</p>
<p>1 番議員</p>	<p>今回集団的自衛権行使を具体化し、戦争に繋がる安全保障関連二法の速やかな廃止を求める請願が提出されましたが、私はこの請願に対し継続審査の立場で討論を述べさせていただきます。私が所属する総務産業常任委員会には度々国の安全保障に関連する請願が提出されています。私は今までに提出された秘密保護法や集団的自衛権に関連する請願には、一貫して否決してまいりました。以前にも討論を行い繰り返しで申し訳ありませんが、私も地方自治体の議会議員の立場であり、賛成や反対もあるいくつかの事案についてもその都度多数決の原理原則に従い行動を行ってまいりました。私の基本となるものは市町村の議員は市町村それぞれの議会で、県単位の議員は県議会で、そして国策を論じるのは国会議員であり、それ</p>

	<p>ぞれの職域、職責が区分されているとの考えであります。小海町議会議員の職域、職責の主たる範囲は、小海町の諸課題であり、地方の1議会が国策についてその都度賛否を論じ採択を行うことは、職域、職責の範囲を逸脱しているのではないかと考えております。日本は法整備がなされた民主主義の法治国家であり、当然言論の自由も保証されています。やはり今国会で議論されています安全保障に関連する法案も、緊急事態条項の新設や憲法9条2項の戦力不保持を定めた条項の改正など、戦後日本の安全保障に関連する憲法改正を争点とし、与野党の間で夏の参議院議員選挙を控えて活発に議論が交わされています。日本の国土と国民の安全を守るための安保法案であると主張する議員と、憲法9条関連法案の改定を戦争へと繋がる戦争法案であると主張する議員が、それぞれの立場で論じております。このような状況の中、長野県区の夏の参議院議員選挙の改選は政権与党の現職の方と、野党共闘の新人の方との間で二者択一の選択選挙が行われようとしております。私はこのように同じ法案をめぐって全く異なる解釈と主張が交錯する選挙戦が行われようとする最中に、今回提出された請願に対し、小海町の議会が賛成か反対かいずれかの選択を行うことは避けるべきであるとの考えであります。人の想いと行動は十人十色、百人百様であり議会の採択の結果が、町民の皆さんの判断に影響を及ぼしかねず、選挙の投票は町民の皆さん一人一人の良識ある個々の判断に委ねるべきであるとの考えであります。私は一地方議員の議会の職域と職責には際限があるとの考えと、町民の皆さんの個々判断に委ねるべきであるとの想い、そして今回提出されました請願に対し、現在も国会において審議が交わされていることも考慮しまして、継続審査との判断を致しました。これで私の継続審査に賛成の立場での討論とします。</p>
議長	<p>これで討論を終わります。これから請願第1号を採決いたします。委員長の報告は、継続審査であります。 請願第1号を継続審査と決定することに賛成する方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。よって請願第1号は継続審査とすることに決定致しました。</p>
<p>日程第24 「陳情第1号」 日程第25 「発議第2号」</p>	
議長	<p>日程第24、陳情第1号、「軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情」及び 日程第25、発議第2号、「軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、</p>

	その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める意見書の提出について」は関連がありますので、一括して議題といたします。 陳情第1号については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 民生文教常任委員長 的埜 美香子 君。
(委員長報告—採択と決定)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから陳情第1号を採決いたします。委員長の報告は、採択であります。 陳情第1号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって陳情第1号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。
議 長	事務局長に発議第2号の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。 第2番 篠原 伸男君。
(提出者説明)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから発議第2号を採決いたします。委員長の報告は、採択であります。 提出者の説明のとおり、発議第2号に賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって発議第2号は、原案のとおり可決され、関係機関に提出することといたします。

<u>日程第 2 6 「議案第 2 7 号」</u>	
議 長	日程第 2 6、議案第 2 7 号、「小海町過疎地域自立促進計画の策定について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。
(総務課長説明)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 2 7 号を採決いたします。提出者の説明のとおり、議案第 2 7 号に賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第 2 7 号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。
<u>日程第 2 7 「同意第 3 号」</u>	
議 長	日程第 2 7、同意第 3 号、「副町長の選任同意について」を議題といたします。地方自治法第 1 1 7 条の規定により小池 和利 君の退場を求めます。
(副町長退場)	
議 長	事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。
町 長	ただ今上程されました同意第 3 号副町長の選任同意につきまして提案理由を申し上げます。私が町長に就任後、約 2 年間空席でありました副町長をきめ細かなより良い行政サービスをするため、また効果的な行政運営を進めるため、議会の同意をいただきまして、小池和利君にその職務を務めていただき、3 月 31 日をもって任期満了となりますので再任をお願いするものでございます。小池和利副町長の経歴につきましては、議案綴の 6

	<p>ページに記載してあるとおりでございます。昭和 52 年大学を卒業と同時に役場に入り、多くの課で勤務し豊富な経験と幅広い知識をもってまわりからの信頼も厚く職務を全うしてまいりました。そしてその後副町長としてその経験を生かし、庁内のまとめ役、相談役、そして私の片腕として円満な行政運営や職員の指導など、先頭に立ってしっかり責任をもってその職務を全うしていただきました。4 年間副町長として職員と共に行政を推進してまいりましたが、信頼と実績から引き続き小池和利君を副町長として選任したいので同意をよろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>
9 番議員	<p>只今町長からの説明はお聞きしましたが、副町長不在の 2 年間と 4 年間を比べたときに大きく違いがあったのかということと、また町民からも言われています外部からの副町長という考えはなかったのか、探さなかったのか、その辺りをお願いいたします。</p>
町 長	<p>お答え申し上げます。当然 2 年間私独りで副町長の代役として、総務課長が中心になって中をまとめて業務を推進してきたところでございます。しかし、なかなか大変であるということ、そして先ほど述べたとおりでございます。特に、例えば副町長を選任した後、今女性職員多くなってきている訳でございますが、女性職員の立場、女性会議等開催するあるいは事務改善、また新たに起用された人事評価、そういったことを中心にやっていたいただきました。また、副町長を選任後、今まで請負人の選定委員会の長を私がやっていたわけでございますが、やはりそこへ長が携わるべきではないという判断から、副町長をチーフとして公平公正に仕事を進めてきているということで、大きな力となっていると私自身思っているところでございます。もう 1 点外部から登用ということでございますが、当然私が行政上がりということでございますので、外部ということも検討いたしました。が、信頼できる 4 年間の実績、こういったことから現副町長に引き続き私の片腕として町政運営していただきたいという願いで選任同意をお願いしたところでございます。</p>
3 番議員	<p>今的埜議員が言ったように町長サイドからすれば役場内庁舎内を良く知っている人を部下に、その辺りも踏まえてということは分かりますが、町民の間では副町長、町長は行政上がりという声も聞かれます。そのことも一つ頭に入れてもらいたいと思います。</p>
町 長	<p>当然民間的な発想を持って時と場合には当たるということ、議員の皆さんまた町民の皆さんの声に耳を傾けながら、よりよい行政を進めていくことが一番基本だろうと思っております。</p>

7 番議員	今町長から申されたとおりであると思います。私は副町長の選任同意について賛成をいたします。異議ございません。
	(質疑なし)
議 長	これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから同意第 3 号を採決いたします。提出者の説明のとおり、議案第 27 号に賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって同意第 3 号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。 ここで、小池和利君の入室を求めます。
	(副町長入室)
議 長	小池和利君、あなたは副町長として同意されたことを報告いたします。ここで、小池和利君より一言あいさつをお願いします。
副 町 長	ただ今は、私の副町長の再任の人事案件にご同意いただきまして、たいへんありがとうございました。改めてその責任の重さを痛感しているところでございます。光の存在であります町長の影といたしまして、町長の良き相談相手となると共に、補佐役としてしっかりと支え、そしてまた職員のパイプ役として意思疎通を図ってまいらねばならないと考えております。また、町長の任期も残り 2 年間あります。地方創生はもとより諸課題の解決、そしてまた町長公約実現のために誠心誠意努めてまいりたいと思っております。これまで以上に議員の皆様のご支援とご理解ご協力をいただきまして、職員と共に町民福祉の向上に全身全霊を傾けてまいりたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。本当にありがとうございました。
議 長	ここで総務産業常任委員長より、発言を求められておりますので、これを許します。総務産業常任委員長 篠原 義從 君。
総務産業 委員長	総務産業常任委員会からお願いいたします。 総務産業常任委員会では、請願第 1 号につきまして閉会中に審査する必要がありますので、小海町議会会議規則第 75 条の規定により、閉会中の継続審査の申し出をいたします。
議 長	ただ今、総務産業常任委員長から、閉会中の継続審査の申し出がありました。お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。
	(異議なしとの声)

議 長	異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とする事に決定いたしました。
議 長	次に議会運営委員長より、発言を求められておりますので、これを許します。議会運営委員長 井出 薫 君。
議会運営 委員長	議会運営委員会からお願いいたします。 議会運営委員会では、次の定例会、又は臨時会の会期、運営等に関しまして、閉会中に、審査する必要がありますので、小海町議会会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申し出をいたします。
議 長	ただ今、議会運営委員長から、閉会中の継続審査の申し出がありました。お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。
(異議なしとの声)	
議 長	異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とする事に決定いたしました。
<u>○ 閉 会</u>	
議 長	以上で本定例会に付議されました議案はすべて議了いたしました。ここで議会事務局長 小池 和久 君から発言を求められておりますのでこれを許します。
議会事務 局長	私事ではございますけれども、この3月末をもちまして役場職員定年退職ということでございますので、一言皆さんにお礼のあいさつをさせていただきたいと思っております。昭和55年4月小海町役場職員として公職に就くことができました。この間36年間そして管理職として4年間、また議会事務局長として3年間無事ここまでやり遂げることができました。これもひとえに議員の皆さんのご指導ご鞭撻またご厚情があったからと深くお礼申し上げます。ありがとうございました。36年間いろいろございましたが、退職後にいろいろ思い出していきたいと思っております。また4月からは一町民となる訳でございますが、町の発展には何をしたらいいのか自分なりに考えていきたいと思っております。またその節はよろしく願いいたします。以上簡単ではありますが、お礼のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。
議 長	それでは議長として局長に御礼のごあいさつを申し上げたいと思っております。小池局長さんには大変議会でお世話になりました。ごあいさつの中にも36年間公職に就き、そしてその間7年間特に残りの3年間は局長として議会の要として私ども議会を支えていただきましたことに対しまして、まずも

	<p>って厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。これからご退職されるということでもあります。新たな第二の人生を歩まれるわけでございます。是非体に十分留意されてそしてまたいろいろな面で町の支えをしていただきたいということをご祈念申し上げますと共に、まずは、なによりも健康が第一ということでございますので、十分健康に留意されこれからの生活をしっかりと歩んでいただきたいということをお願い申し上げます。簡単でございますが御礼のごあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。</p>
<p>議会事務局長</p>	<p>有難いお言葉ありがとうございました。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で本定例会に付議されました議案はすべて終了いたしました。これをもちまして平成28年小海町議会第1回定例会を閉会といたします。ご苦勞様でした。</p> <p style="text-align: right;">(ときに 16 時 08 分)</p>